条例施行規則改正に関するQ&A

平成31年4月

Q1 既に1,2-ジクロロエチレンのみの記載で土壌検査結果証明書(以下、「証明書」という)が発行されているが、土砂等搬入届出書(以下、「届出書」という)への添付はシス体のみを記載した証明書が必要か。

本通知時に既に発行されている分については、1,2-ジクロロエチレンのみの記載であっても、届出書への添付は可能です。シス-1,2-ジクロロエチレンが記載された証明書を再発行してもらう必要はありません。

Q2 平成31年6月30日以前に届ける届出書に添付された証明書の検査方法の記載について、改正 後の付表番号でも可能か。

改正前の付表番号で記載してもらいたいが、システムの都合等でそれが難しい場合は、改正 後の付表番号で記載してもらっても差し支えない。

Q3 7月1日以降に届ける届出書は、既存の検査結果にトランス-1,2-ジクロロエチレンを追加することで可能か。

可能。また、以前にシス-1,2-ジクロロエチレンを検査した際に、すでにトランス-1,2-ジクロロエチレンも検査を行っていた場合は、再検査の必要はなく、1,2-ジクロロエチレンで記載された証明書を再発行することで可能。